

# **人間らしく生きる時代を拓く社会教育委員のあり方**

**～一緒に、考えよう！取り組もう！！～**

**(提 言)**

**平成22年3月**

**北海道社会教育委員の会議**

## 目 次

はじめに .....	1
I 全道市町村社会教育委員の現状～実態調査から～ .....	2
1 社会教育委員の状況について	
2 社会教育委員の会議の状況等について	
3 公募制の導入について	
4 会議等に関する経費について	
5 社会教育計画の立案について	
6 青少年教育に関する助言と指導について	
II 実態調査等から明らかになった社会教育委員の今日的課題 .....	14
1 社会教育委員制度及び構成について（実態調査「1」「2」「3」との関連）	
2 社会教育委員の研修について（実態調査「4」との関連）	
3 社会教育委員と事務局との関係について（実態調査「4」「5」との関連）	
III 提言 社会教育委員のあり方 .....	17
1 社会教育委員の選出方法について	
2 社会教育委員の役割について	
3 「社会教育委員の会議」のあり方について	
4 社会教育委員と事務局職員のあり方について	
5 社会教育委員制度そのものについて	
6 その他	
おわりに .....	23

### 【参考】

北海道社会教育委員名簿

北海道社会教育委員の会議審議経過

## 人間らしく生きる時代を拓く社会教育委員のあり方

～一緒に、考えよう！一緒に、取り組もう！！～

### はじめに

私たち平成20年7月～平成22年6月を任期とする北海道社会教育委員は、平成20年7月25日に初めての会議を開催した。メンバーには、前任期及び前々任期から参加していた委員も少なくなく、まずは過去2期にわたって「北海道社会教育委員の会議」が行ってきた提言の内容が、その後実行されてきたのかどうかの検証を行うことからスタートした。

ちょうどそのころ、国会では平成18年12月の新・教育基本法制定を受け、社会教育法の改正（平成20年6月施行）が行われており、私たちも法改正後の社会教育委員のあり方に注目するようになっていった。

戦後、教育の法体制は、社会教育も包括する教育行政そのものが、教育委員会という「公正なる民意」による合議機関（\*1）としてスタートし、またその上で社会教育においても地域住民から選出される社会教育委員が独任制（\*2）を取り入れて設置され、諮問機関（\*3）の役割を持って位置付けられた。このような社会教育委員の制度は、社会教育そのものが地域社会に深く密着し、民主的に推進されることを保障したものである。

しかし、それから60年余り経過した今日、社会環境が大きく変化する中、私たちの身近では、地域社会の持つ機能は急速に衰え、その中で生きにくくなっている子ども・若者たちが増えている。このことは、私たち大人の想像以上であり、自殺者が全国において12年連続で年間3万人を超えている問題などからも、大人も子どもも生きにくくなっていることを実感させられる。子どもから大人まで、人間として生まれてきたことを一人一人が尊重できることを大切に、「つながり」「支え合い」「人間の優しさ」を核とした社会のあり方を求めていかなければならない時代である。

そのような中で、「人間らしく生きる」ために市町村の社会教育をリードすべき社会教育委員のあり方・役割は、今後より重要になると考え、私たちはまずは社会教育委員が置かれている現状を把握することから取り組んだ。そして、実態調査から明らかになった北海道の市町村の社会教育委員の現状を踏まえて、北海道社会教育委員一人一人が共に考え、共に取り組んでいこうと議論を深めてきたのである。

本提言は、私たち北海道社会教育委員が2年間審議してきた協働の成果であり、市町村の社会教育委員の皆さん、そして北海道教育委員会を含む各市町村の教育委員会に対して提言させていただくものである。

#### \*1 「合議機関」

複数の構成員の意思を総合して決定を行う機関。

#### \*2 「独任制」

各構成員が独立して職務を行うこと。社会教育委員は、独任制的な性格と会議形式で職務を行う合議制的な性格を併せ持っている。

#### \*3 「諮問機関」

国や地方自治体など行政機関から参考意見を求められた時、回答（答申）する機関のこと。したがって、教育委員会より意見を求められた時、社会教育委員は、独任で又は合議で回答することとなる。

「社会教育委員に関する実態調査」

【調査の概要】

(1) 対象

■ 北海道内全市町村（180）

(2) 調査の方法

■ 調査票によるアンケート形式による自記式調査

(3) 調査期間

平成21年8月

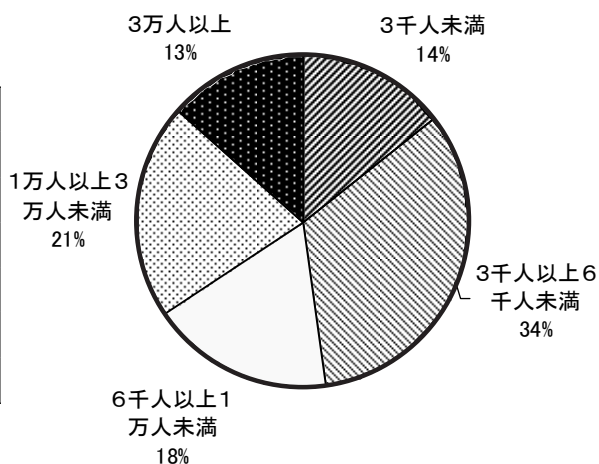
(4) 回収結果及び属性

■ 回収結果

	票数	比率 (%)
標本数	180	—
回収票数 (率)	180	100
未回収票数	0	0

(人口規模別)

	市町村数	%
3千人未満	26	14.4
3千人以上6千人未満	60	33.3
6千人以上1万人未満	32	17.8
1万人以上3万人未満	38	21.1
3万人以上	24	13.3
合計	180	



■ 票数（データ）は第2章に記載

■ 本文は、グラフと概略のみ示し、設問により、人口規模別のクロス集計の結果

■ 「全体」とは当該質問項目に回答すべき対象数を表す。

■ %は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、択一選択肢の和は必ずしも100%に一致しない。

■ 回答形式を示す記号の意味は、次のとおりである。

N：質問に対する回答者数

100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数

SA (single answer) 単純回答法～複数の選択肢から1つ選んで回答

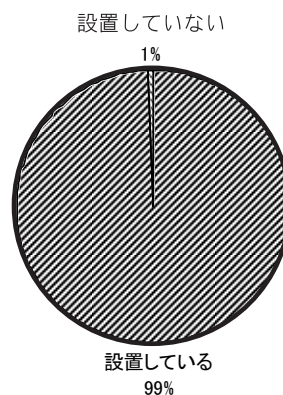
LA (limited answer) 制限回答法～選択肢から制限された個数を回答

MA (multiple answer) 複数回答法～選択肢から当てはまるものをいくつでも回答

# 1 社会教育委員の状況について

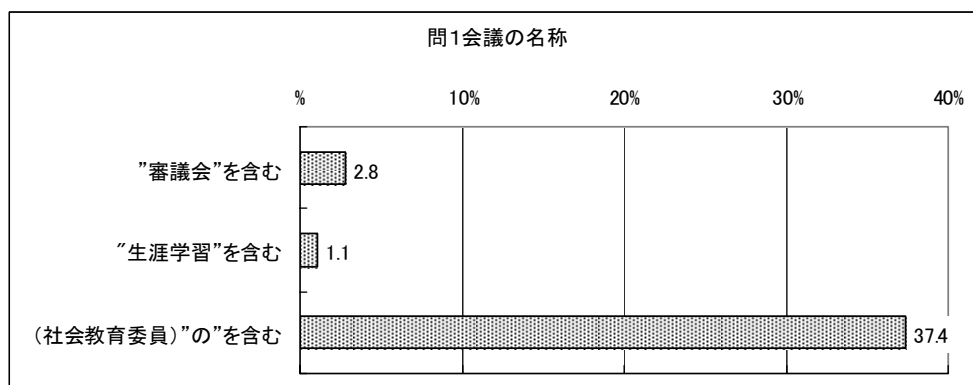
問1 平成21年4月1日現在の貴市町村の社会教育委員の設置状況

北海道内180市町村中179市町村が社会教育委員を設置している。

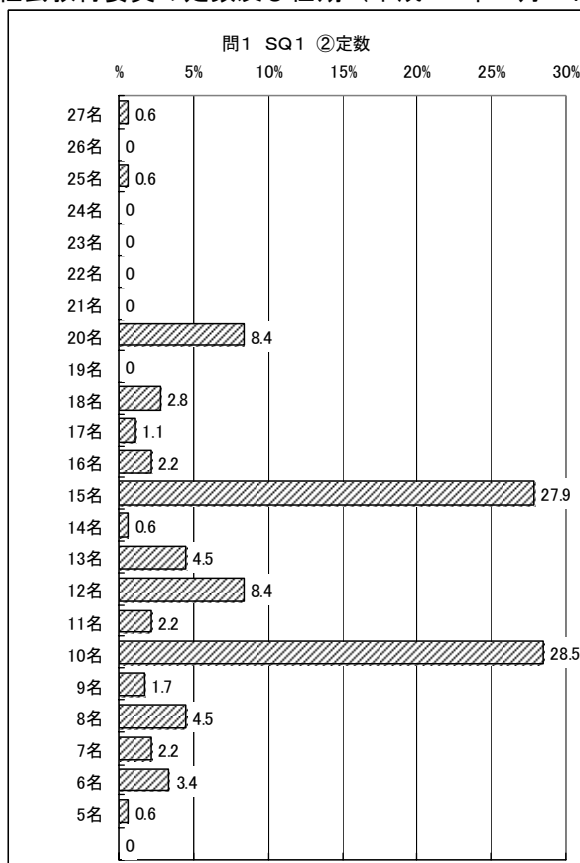


「設置している」と回答した市町村データ

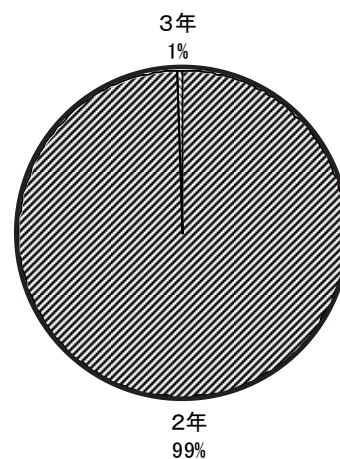
① 会議の名称について (N=179 ※記述内容から集計)



② 社会教育委員の定数及び任期 (平成21年4月1日現在) (N=179)



任期



北海道内179市町村中

●社会教育委員の任期は178市町村が「2年」。任期「3年」は1市町村となった。

●社会教育委員の定数は“10名”が28.5%、“15名”が27.9%

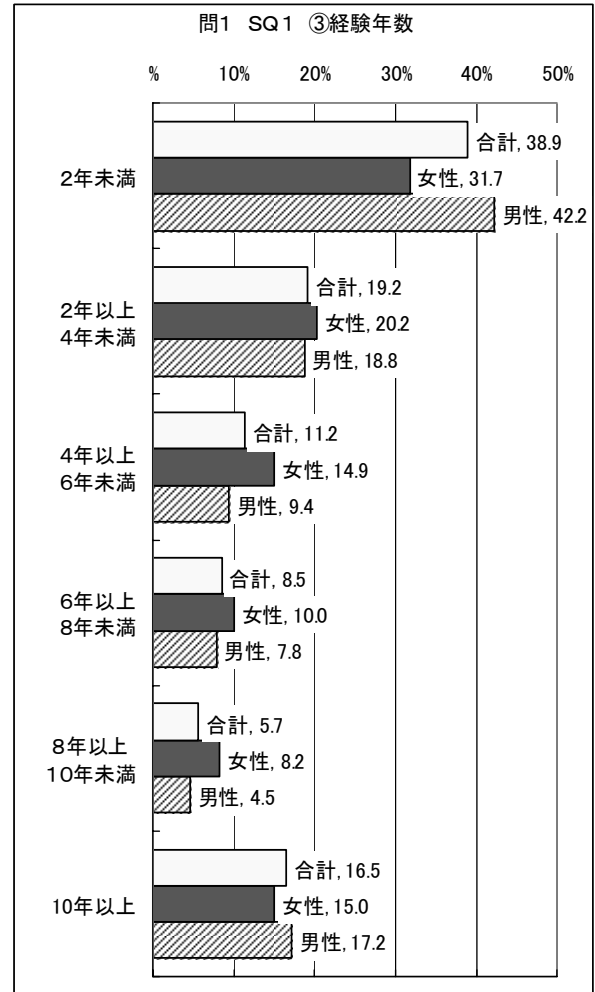
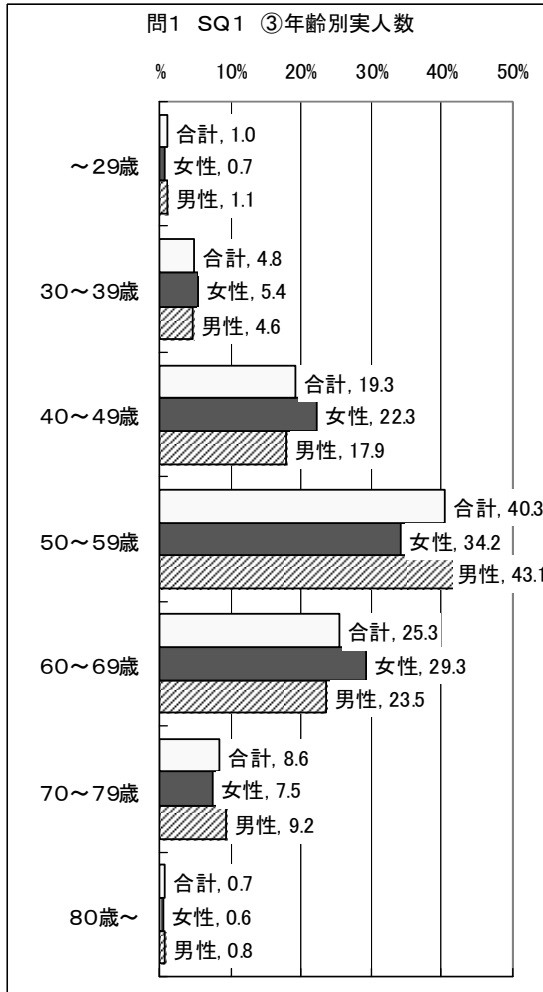
③ 社会教育委員の実人数・経験年数等（平成 21 年 4 月 1 日現在）

■ 年齢別実人数

■ 経験年数

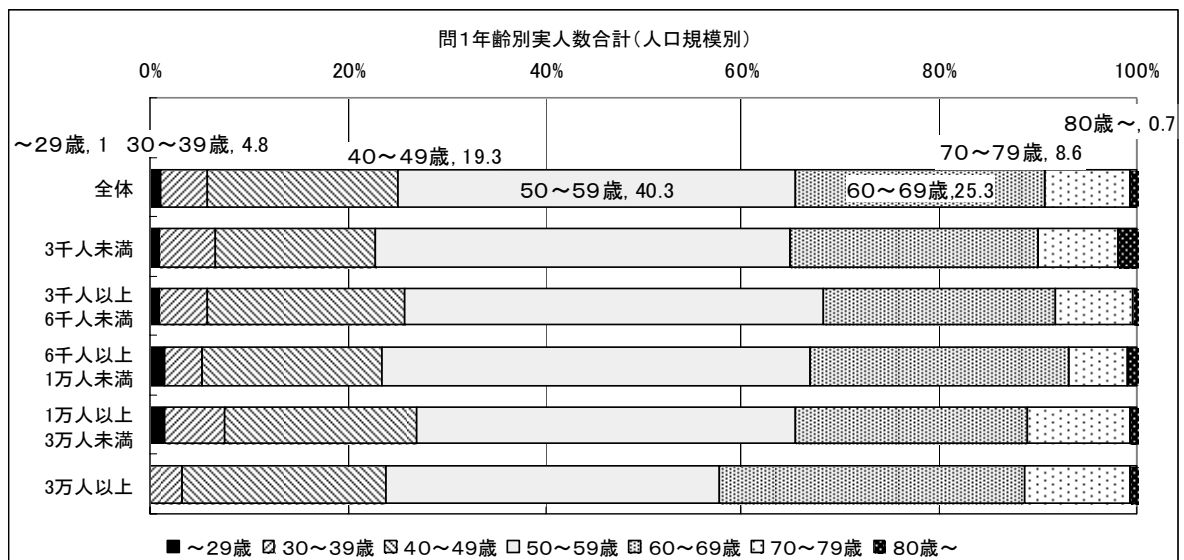
男性（N=1427）女性（N=669）

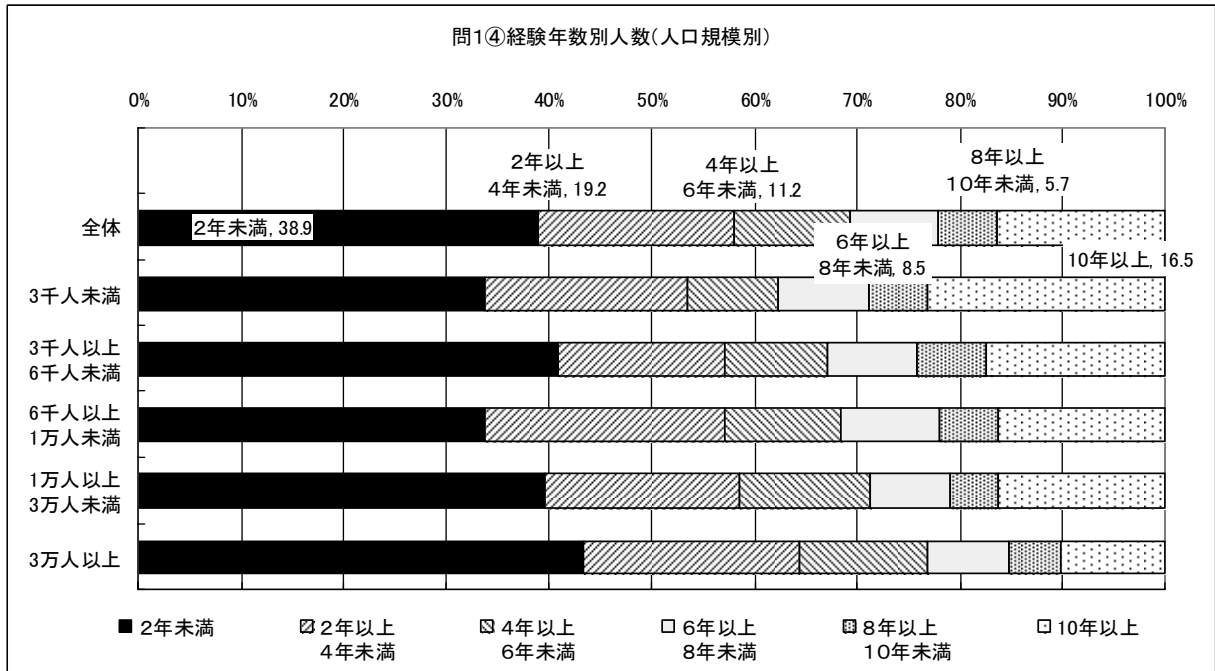
男性（N=1418）女性（N=672）



北海道内 179 市町村中

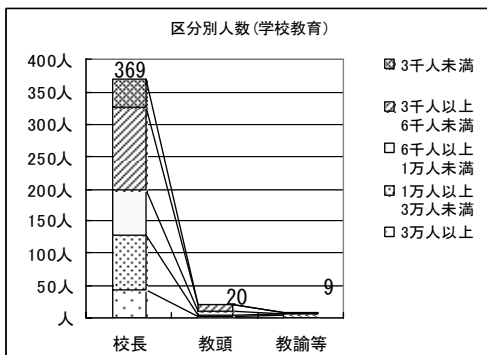
- 社会教育委員の年齢別実人数は「50歳～59歳」の範囲が最も多い。
- 社会教育委員の経験年数は「2年未満」が最も多い。





④ 区分別人数 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

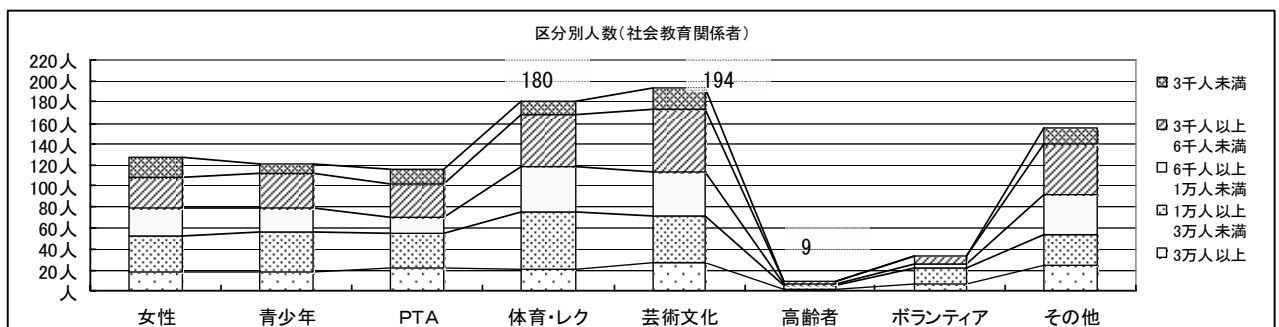
i) 学校教育関係者 (179 市町村)



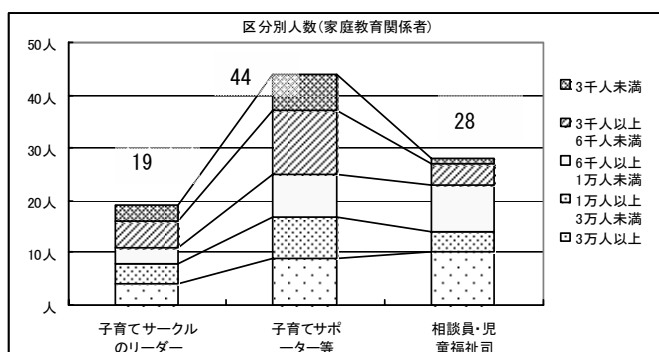
北海道内 179 市町村中

- 学校関係者では「校長」が最も多く 369 人となった。
- 社会教育関係者では「芸術文化」「体育・レク」が多かった。

ii) 社会教育関係者



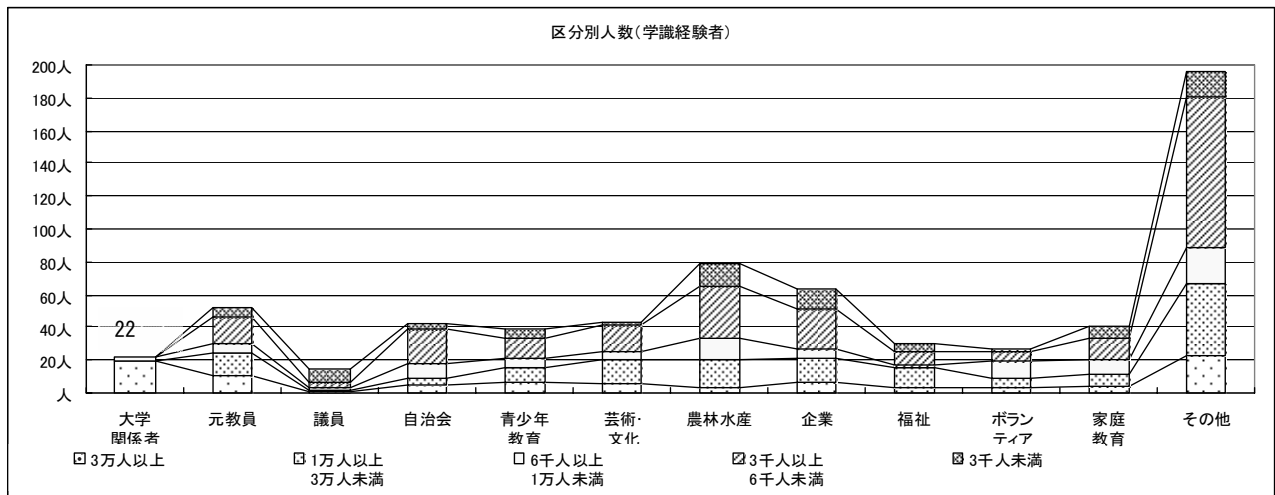
iii) 家庭教育の向上に資する活動を行う者



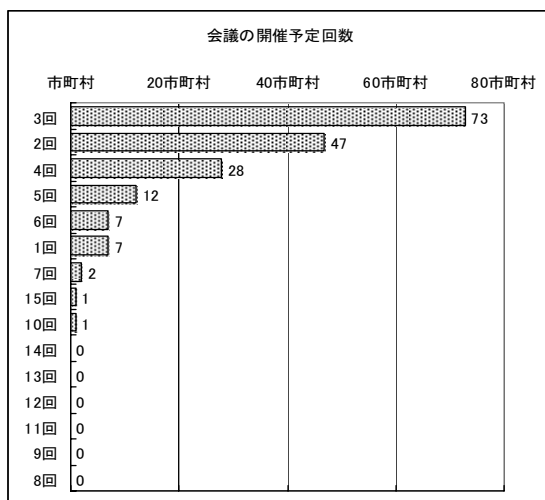
北海道内 179 市町村中

- 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」は、「子育てサポーター等」が多く 44 人となった。
- 「学識経験者」では、大学関係者が全体で 22 名となったが、そのうち、19 名が人口規模 3 万人以上の市町村である。  
(「学識経験者」については次頁)

iv) 学識経験者



⑤ 平成21年度の会議の開催予定回数



北海道内179市町村中  
 ●平成21年度の会議の開催予定回数は「3回」(73市町村)が最も多く、ついで、「2回」(47市町村)となった

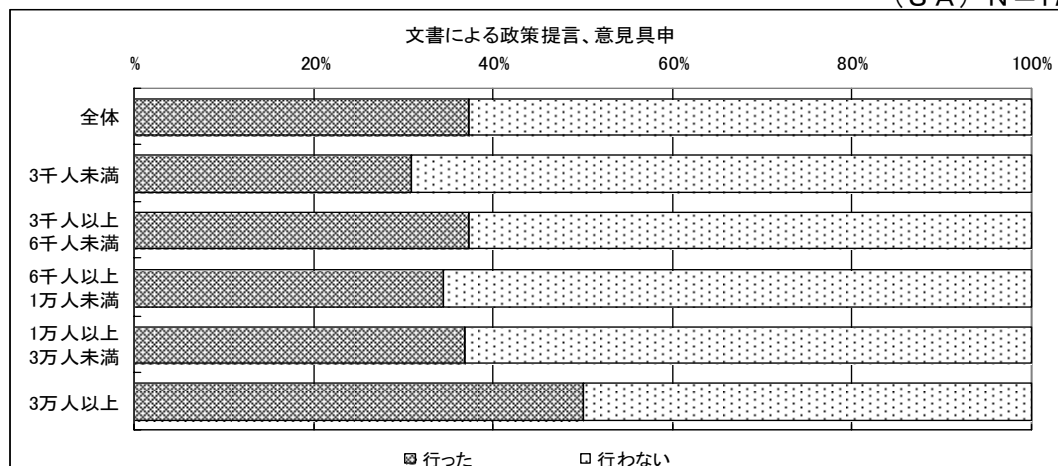
SQ2 「設置していない」と答えた市町村の設置していない理由 (1市町村のみ回答)

生涯学習委員会を設置し、その中で社会教育部会としている

2 社会教育委員の会議の状況等について

問2 過去3年間、貴市町村の社会教育委員の会議では、文書による政策提言、意見具申等を行ったか

(SA) N=179

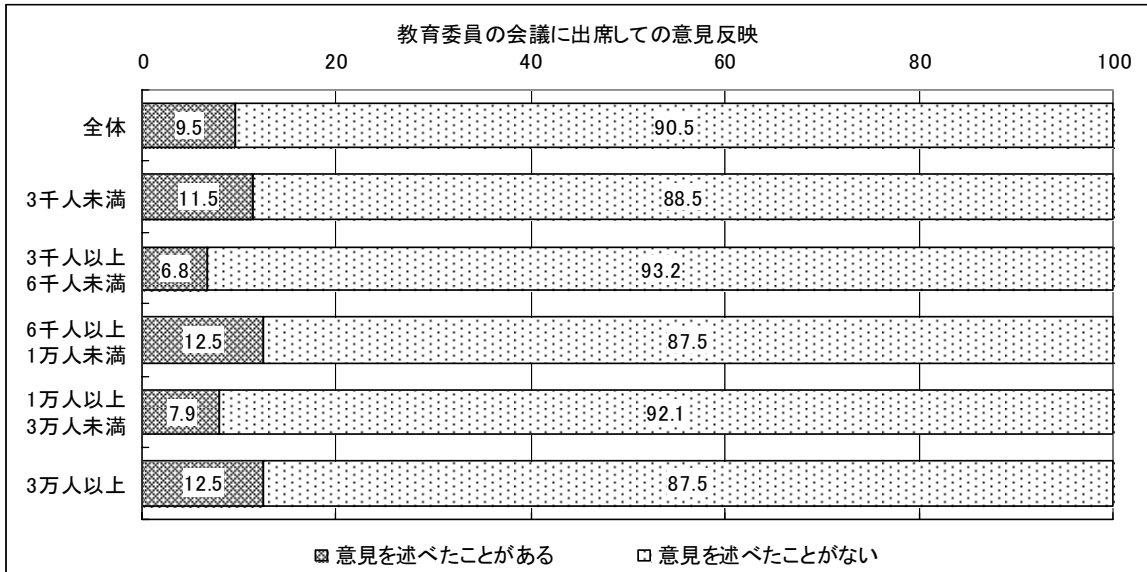


北海道内179市町村中  
 ●文書による政策提言、意見具申等を行った市町村は67市町村(37.4%)となり、人口規模別にみると3万人以上の市町村では24市町村中12市町村(50%)となった。



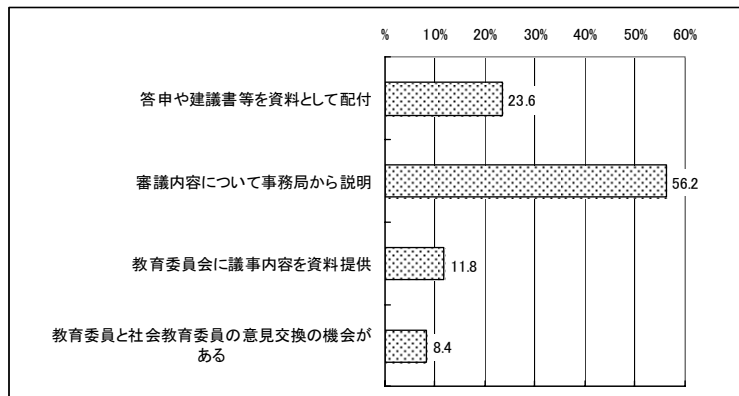
問3 社会教育委員が、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べたことがあるか

(SA) N=179



■ 「ない」と回答した市町村について社会教育委員の意見は、教育委員会の会議にどのような方法で反映しているか

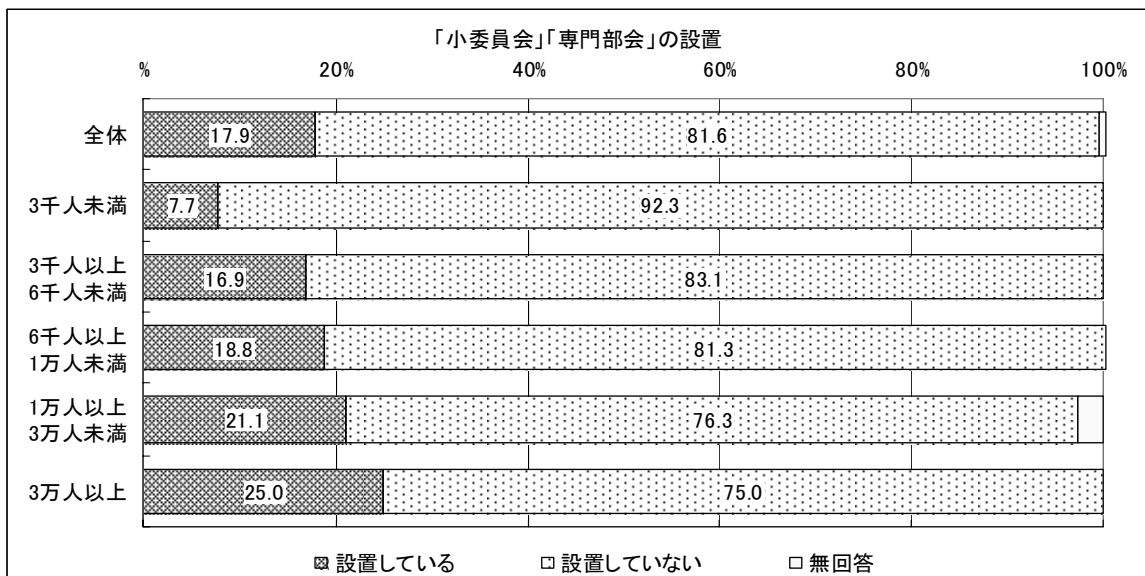
(MA) N=162 125.3%



北海道内179市町村中  
●社会教育委員が、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べたことがあるのは17市町村(9.5%)となり、「ない」と回答した市町村の56.2%は、意見反映の方法として「審議内容について事務局から説明」を選択した。

問4 社会教育委員の会議に、現在「小委員会」や「専門部会」等を設置しているか

「設置している」と回答した市町村でデータ

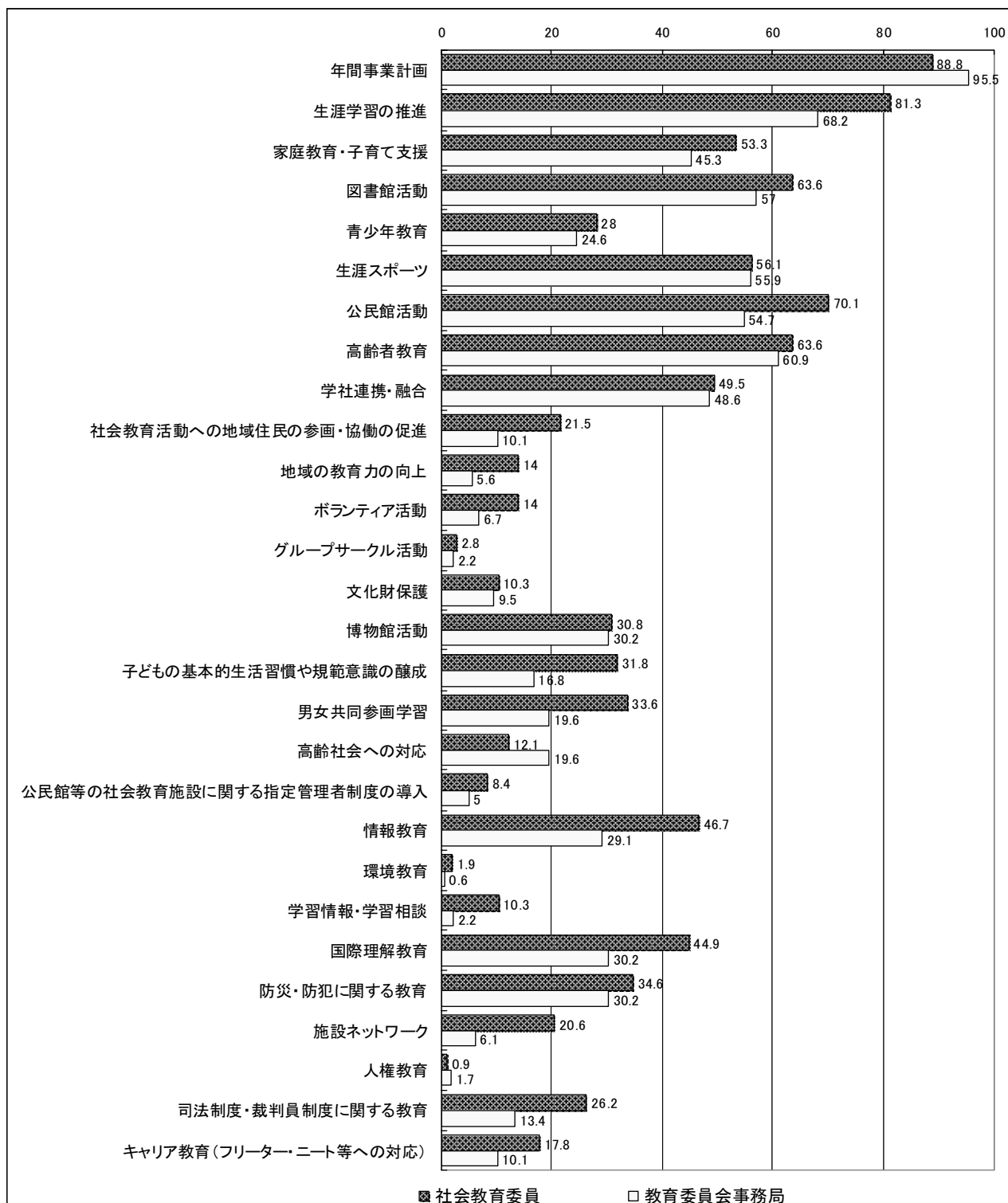


北海道内179市町村中

●17.9%の市町村が、「小委員会」「専門部会」を設置している。

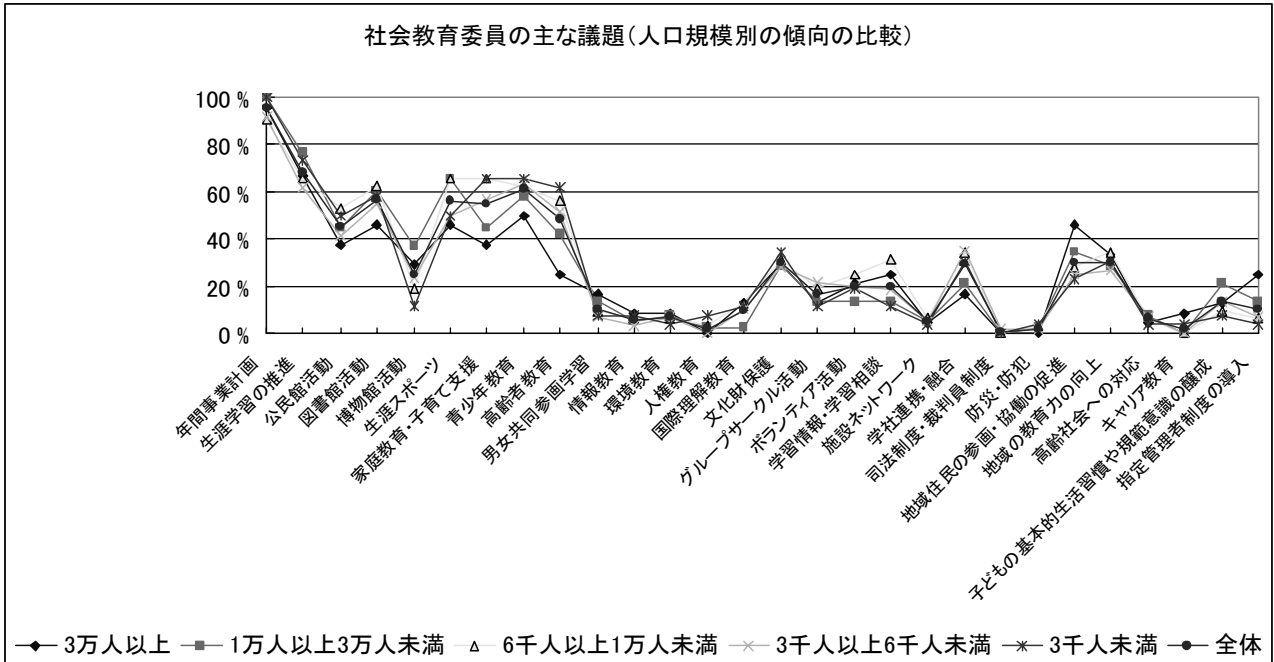
問5 社会教育委員の会議の主な議題（平成20年度）

(MA) 教育委員会事務局職員：N=179 759.2% 社会教育委員：N=107 943.0% ※その他を除く



会議の主な議題について

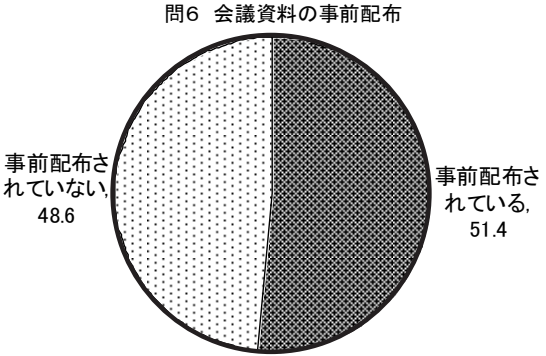
- 社会教育委員では、「年間事業計画」「生涯学習の推進」「公民館活動」「図書館活動」「高齢者教育」について6割を超える議題としてあげられている。
- 教育委員会事務局では、「年間事業計画」「生涯学習の推進」「高齢者教育」について6割を超える議題としてあげられている。
- 「子どもの基本的な生活習慣や規範意識の醸成」「情報教育」「学習情報・学習相談」「施設ネットワーク」については、議題としての認識に開きがある。



北海道内179市町村中  
 ●ほとんどの市町村が、「年間事業計画」を議題としてあげている。人口規模別に見ても、「議題」の傾向は大きく異なるない。

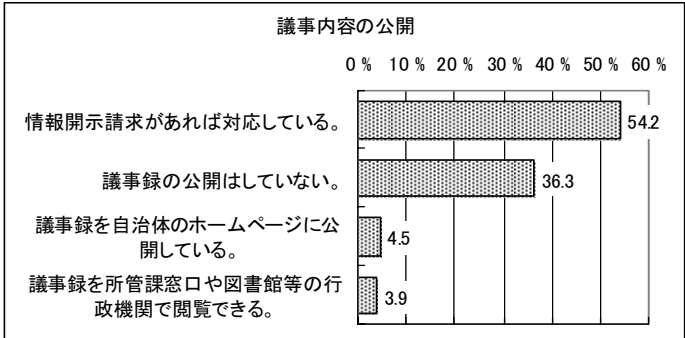
問6 社会教育委員の会議について、会議資料の事前配布は行われているか。  
 (SA) N=179

北海道内179市町村中  
 ●51.4%の市町村で、会議資料の事前配布が行われている。



問7 社会教育委員の会議の議事内容等はどうに公開されているか  
 (MA) N=179 102.8%

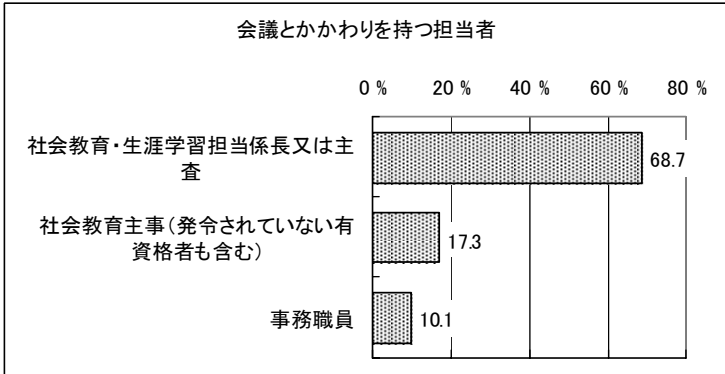
北海道内179市町村中  
 ●「開示請求があれば対応している」が54.2%となった。



問8 直接的・実質的に社会教育委員の会議と関わりを持っているのは誰か

(SA)N=179 ※無回答、その他を除く

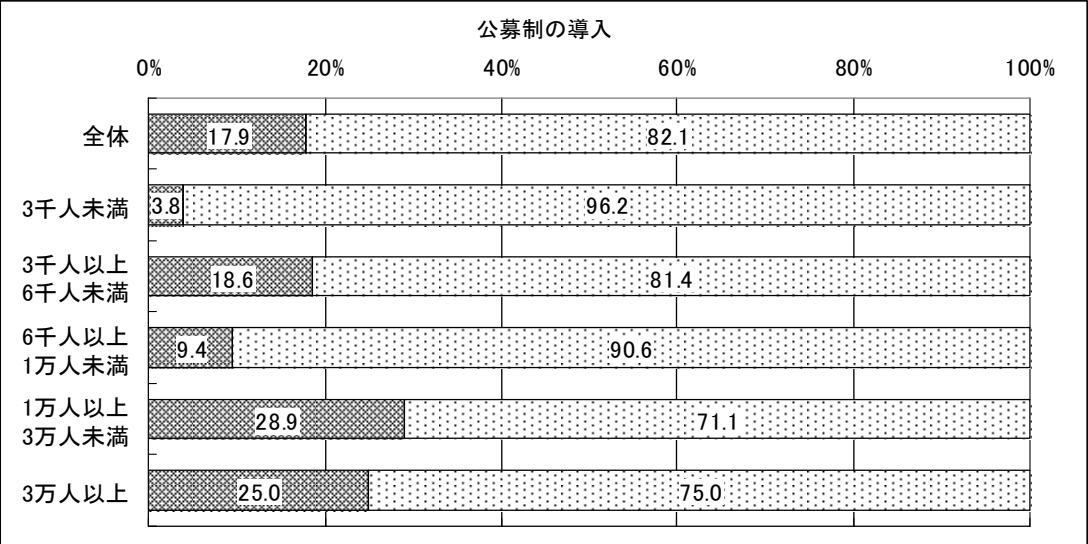
北海道内179市町村中  
 ●「社会教育・生涯学習担当係長又は主査」が68.7%となった。



3 公募制の導入について

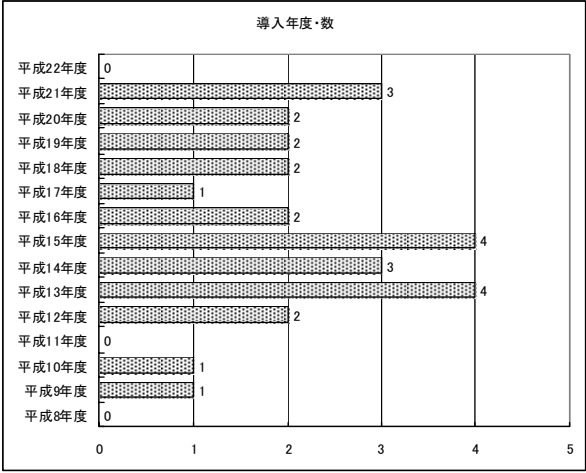
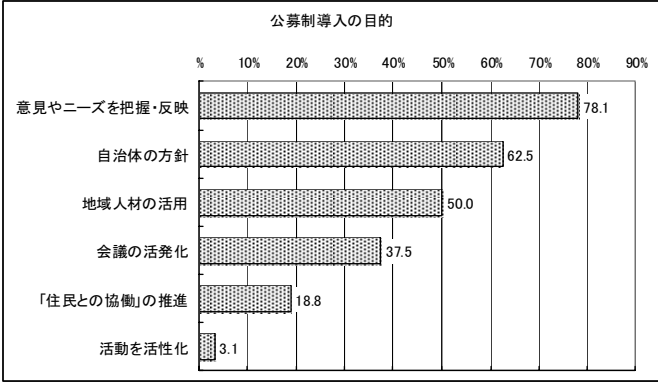
問9 社会教育委員の委嘱に当たって、現在、公募制を導入しているか

(SA)N=179



■「導入している」と回答した市町村で公募制を導入している目的(メリット)と導入年度

(MA)N=32 250%



北海道内179市町村中  
 ●「社会教育委員の公募制」を導入している市町村は32市町村17.9%となった。  
 ●導入の目的としては「住民の意見やニーズを把握できる」が多く78.1%となった。

## 4 会議等に関する経費について

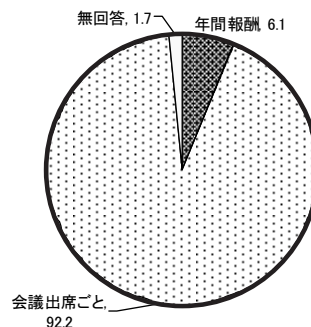
問 10 社会教育委員の会議等に関する委員報酬及び費用弁償の扱いについて

(SA) N=179

北海道内 179 市町村中

●社会教育委員の会議等に関する委員報酬及び費用弁償の扱いについては会議出席ごとが最も多く 165 市町村で 92.2% となった。

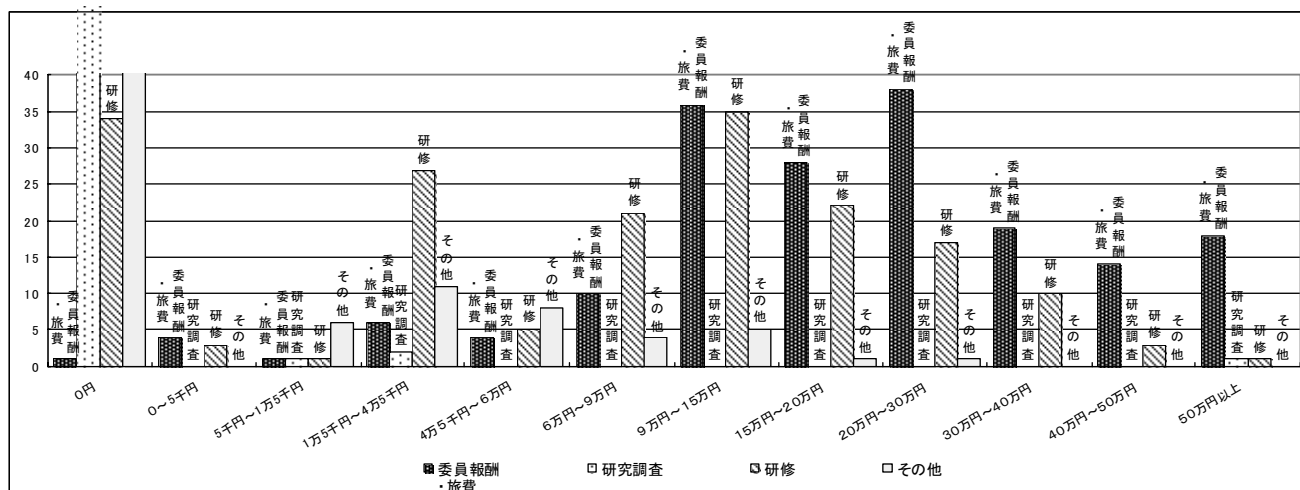
委員報酬・費用弁償の扱い



問 11 社会教育委員の会議等に関する経費について

※表中の値は市町村数をあらわす。(179 市町村回答)

	委員報酬・旅費	研究調査	研修	その他
0円	1	175	34	143
0～5千円	4	0	3	0
5千円～1万5千円	1	1	1	6
1万5千円～4万5千円	6	2	27	11
4万5千円～6万円	4	0	5	8
6万円～9万円	10	0	21	4
9万円～15万円	36	0	35	5
15万円～20万円	28	0	22	1
20万円～30万円	38	0	17	1
30万円～40万円	19	0	10	0
40万円～50万円	14	0	3	0
50万円以上	18	1	1	0
	179	179	179	179



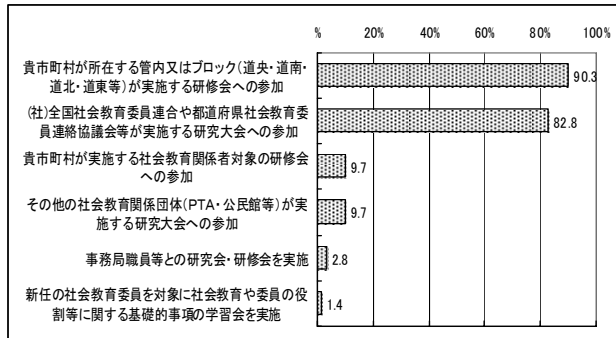
### ■ 「研究調査」の内容

(MA) N=4 (苫小牧市、網走市、南幌町、千歳市)

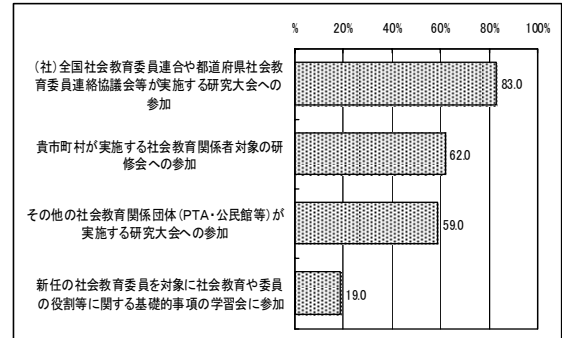
「研究調査」の内容	市町村		
	1市町村	2市町村	3市町村
教育委員との意見交換又は研究協議			
他の都道府県との意見交換又は研究協議			
地域住民の意向を把握するための地域懇談会の開催、			
社会教育に関する地域の実態調査の実施			
地域住民の意識調査の実施			
優れた社会教育施設等の視察			
優れた社会教育事業の視察			

■ 「研修に係る経費」の内容

(MA) 教育委員会事務局職員N=145 196.6%

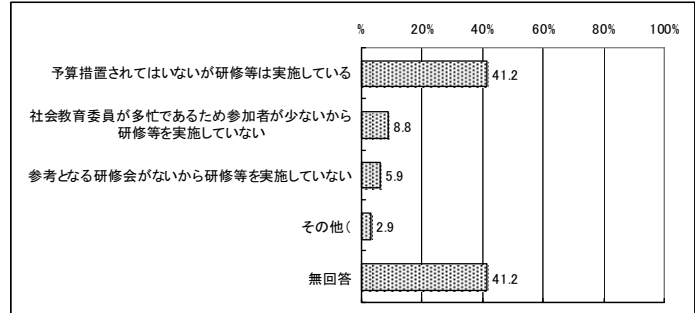


(MA) 社会教育委員N=107 216.8%



■ 「研修に係る経費」を予算措置されていると回答した市町村についての研修の機会

(MA) 教育委員会事務局職員N=34 100%



■ 「その他の活動に係る経費」を予算措置されていると回答した市町村で、それは何を行うための経費か

- ・ 報告書の印刷 (印刷製本費)、食料費、会議録の作成 (役務費)、会議出席などの負担金
- ・ 上部団体への負担金及び研修会等出席に係る負担金
- ・ 管内理事会旅費、雑費等
- ・ 連協組織への負担金
- ・ 管内社会教育委員連絡協議会総会参加及び負担金
- ・ 後志管内社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 会議に係るお茶代、会場使用料・道及び管内社会教育協議会への負担金・社協情報の購入費
- ・ 管内社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 北海道社会教育委員連絡協議会負担金、胆振管内社会教育委員連絡協議会負担金、胆振管内社会教育委員連絡協議会・総会旅費
- ・ 資料代
- ・ 北海道社会教育委員連絡協議会分担金及び釧路管内社会教育委員連絡協議会分担金、事務費
- ・ 後志管内社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 諸会議負担金
- ・ 消耗品代
- ・ 会議に係る経費
- ・ 日高管内社会教育委員連絡協議会年会費
- ・ 管内の社会教育委員協議会役員会、町・教育委員会主催事業への出席
- ・ 北海道社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 変革する時代の社会教育社会教育委員必携テキスト配付のための経費
- ・ 道社連協、管内社連協への負担金
- ・ 上部団体 (社会教育委員連絡協議会) 負担金
- ・ 委員用バインダー購入費、道社会教育委員協議会負担金及び各種研修会等参加負担金など
- ・ 道・十勝の各協議会負担金、大会・研修会等の負担金・管内役員会等への参稼報酬、職員の研修会等への随行・参加に伴う旅費
- ・ 自己研修用書籍の購入経費
- ・ 管内社会教育委員連絡協議会役員会出席旅費
- ・ 北海道社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 北海道市町村社会教育委員長等研修会参加料
- ・ 管内連絡協議会の負担金
- ・ 成人式運営に係る出席報酬及び旅費
- ・ 管内等の社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 管内の社会教育委員協議会総会等の会議へ出席するための経費
- ・ 道社連協負担金・管内社連協負担金など
- ・ 社会教育委員会議食料費、後志管内社会教育委員連絡協議会負担金
- ・ 町内行事出席 (成人式) に係る経費

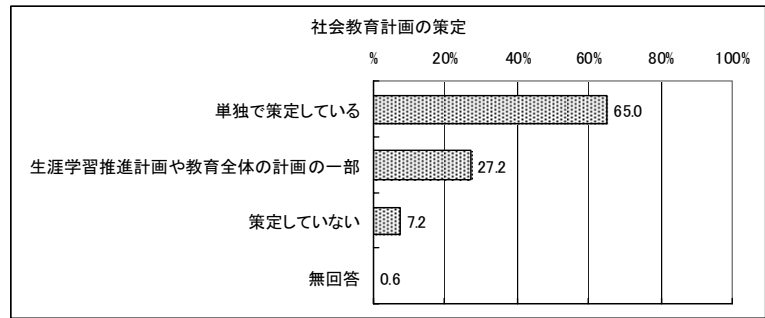
## 5 社会教育計画の立案について

問 12 社会教育計画※を策定しているか

(SA) N=180

北海道内 180 市町村中

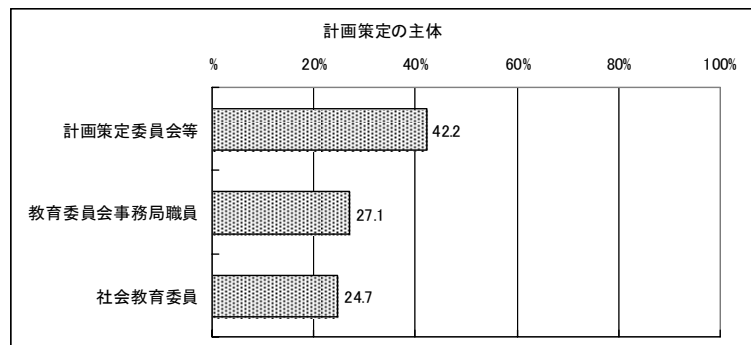
●社会教育計画を単独で策定している市町村は 65.0%だった。



■「策定している」と回答した市町村でこれまでの計画の策定は主に誰が行っているか

(SA) N=166

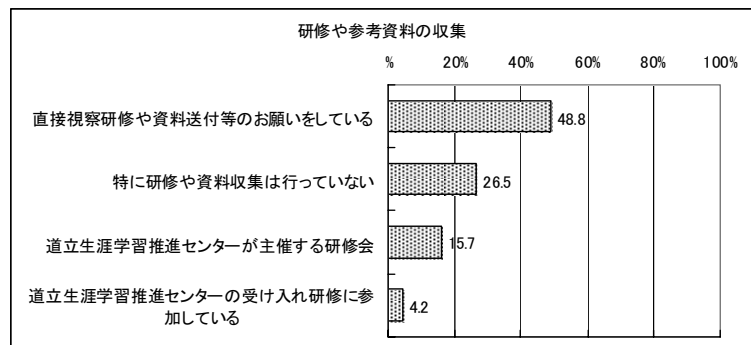
策定している 166 市町村中、計画策定委員会等で策定している割合は、全体の 42.2%だった。



■「策定している」と回答した市町村で計画を策定する際、どのように計画に関する研修や参考資料等の収集を実施しているか

(MA) N=166 95.2%

策定している 166 市町村中、「直接研修や資料送付のお願いをしている」市町村が 48.8%となった。

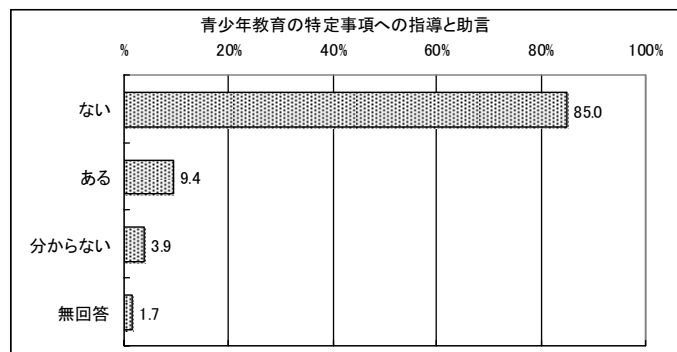


## 6 青少年教育に関する助言と指導について

問 13 社会教育委員が青少年教育の特定事項について指導と助言をしたことがあるか

(SA) N=180

青少年教育の特定事項への指導と助言を行ったことがある市町村は 180 市町村中、17 市町村 9.4%となった。





## Ⅱ 実態調査等から明らかになった社会教育委員の今日的課題

実態調査等の結果をもとに、私たち社会教育委員が抱えている今日的課題について共有しあった。以下、実態調査の結果と関連させながら、整理していきたい。

### 1 社会教育委員制度及び構成について（実態調査「1」「2」「3」との関連）

今日、様々な行政計画等に住民参加・参画を促し、住民の意思が反映される配慮が当然のようになっており、多くの自治体が「協働のまちづくり」や「住民参加」を掲げている。

そもそも社会教育委員制度は、戦後直後からレーマンコントロール（\*4）としての教育委員会制度と相互補完的な関係を持ち、「（社会教育の）主人公は住民自身である」ことを具現化した先駆的な制度である。さらに、委員一人一人が独立した権限を持って活動できる独任制による自立性と、その委員たちの合議による諮問機関としての性格を併せ持った制度である。したがって、社会教育委員一人一人が、この「独任制」且つ「諮問機関」であるという共通の意識を持ち、社会教育法第17条に定められた職務を行っていくのだということを理解し、活動して行かなければならない。

しかし、実態調査から、活動の停滞化・マンネリ化が見られ、打破しなければならない課題を多く抱えている状況にあることがわかった。

実際の市町村の社会教育委員の制度においては、たとえば団体等から選出されている委員の中には、単に「役職当番（当て職）だから」と社会教育委員となっている人が多く見られる。しかし、社会教育委員は団体の利益代表ではなく、あくまでも地域の代表であることを常に心がけ、広い視野に立った物の見方・とらえ方をしていく人材であることが重要である。また、社会教育委員は、地域住民の様々な課題について「社会教育委員の会議」で議論し、社会教育計画に反映させていかなければならない。社会教育委員が意見を出し合い、提言することが機能してこそ、地域の活性化が見えてくるのではないだろうか。そういった意味で、逆に団体選出の委員は、「社会教育委員の会議」で議論された内容を団体活動の中に積極的に生かしていくことが重要であろう。

一方、全道2,000人強の社会教育委員の経験年数は短く、全体の約6割が経験年数4年未満であり、その多くは経験年数2年未満であった。社会教育を中長期的な展望で見るとすれば、こんなにも頻繁に交代しているのは問題であろう。しかし、早期に辞めている原因には、新任時のオリエンテーションや研修不足のため社会教育委員の役割がわからないままで会議に出席し、事務局の説明を聞くだけで意見を述べる機会も無く、任期が終わってしまっていることも原因であると考えられる。

また、学識経験者等として特定の人が長期間在任していて、あまり役割を果たしていないというような状況も見られる。そのことを防ぐためには、条例などで在任年数を制限することも重要である。しかし、人口の少ない町村等では、年々学識経験者が少なくなっているため、学識経験者に意見を求めたいということになれば、高齢になってもその人たちに頼ることになる。これまでの経緯を反映していくにはその人たちの意見も大事であり、経験年数の長さだけを問題にすることはできない。過去の経緯を伝えていく人が存在することも重要であり、これらのバランスをとっていくことも大事である。

#### \*4 「レーマンコントロール」

一般的には「市民管理」「素人統制」等と訳されるが、ここでは教育行政を教育の専門家ではない一般市民に委ねること。



さらに、「社会教育委員の会議」における主な議題（実態調査の2の問5への回答）において、高い割合を占めている「地域の課題」に対して、地域を一番よく知っている人たちが構成メンバーとして見当たらないことがわかった。構成年齢を見ても、例えば子育てにおいて、最も発言したい人たちが入る余地がない。仮に入ったとしても、どのくらい意見が反映されるのか疑問である。そのため、課題と委員の専門性が合致していないと、必要な情報が集まらないとか、話し合われたことが活動の際にうまく活用されないなどの問題が生じている。

現代は、生きづらさや生活苦が広がり、子どもから大人、高齢者までさまざまな課題を抱え生活することが日常化している。そのことは「現代的貧困」と言われているが、いわばものが溢れる中で「助けて」と言えない人間関係と社会関係がその定義のひとつといえる。このような現代社会を変えていく力は、「地域ぐるみ」で創造していかなければならず、地域に住む大人一人一人が「地域の教育力」を担っていくことが重要なのである。そして、「地域の教育力」を育て結集させ、「人間らしく生きる時代を拓く」のが社会教育の役割であり、そのことを自治体行政に反映させていくことが、これからの社会教育委員の大きな役割であると考えられる。

しかし、上記のような期待を個々の社会教育委員及び「社会教育委員の会議」にしたいところであるが、実態調査から現状では年間1～3回しか会議を開催していない市町村が多く（71%）、文書による答申や提言等が十分にできるとは考えられない。また、単に机上での会議のみで意見書をまとめるだけでは、地域に生かすことはできない。調査を行うこと、情報を交換すること、地域住民との意見交流を行うこと、そして、その結果がどのように生かされたか評価・反省を加え、フィードバックしていくことが必要といえる。

このように社会教育委員の制度は、ただ単に法律に基づいて形だけ置いてあるというのでは無意味である。地域住民からその存在意義がはっきりとわかるような、積極的な活動や広報も必要不可欠であろう。

近年、委員を公募する自治体も増えてきているが、公募の善し悪しではなく、社会教育委員としての仕事を地域住民の置かれている現実に立って、発言し行動できるかどうかが鍵なのである。そのような人たちが、委員として選出されるとともに、後継者が次々と育っていく仕組みが、それぞれの市町村で保障されているかどうかは社会教育委員の今日的課題といえよう。

## 2 社会教育委員の研修について（実態調査「4」との関連）

現実には、北海道社会教育委員である私たちも、自らの本来の仕事との兼ね合いの中で、今後、委員として活動をどのようにしていけばいいのか悩んでいる人もいる状況がある。具体的な役割が見えないと、ただ在任期間が過ぎたということになりかねない。委員としての意識を持たなければ何も解決していかない。

しかし、実態調査から「研修」に関わる経費は乏しく、新任の社会教育委員を対象とした「研修」を行っている市町村は少ない状況である。小規模自治体では市町村内部だけでの新任者研修等は現実的には実施困難であるし、年平均3回程度の会議は研修の場とはなりえないだろう。したがって、道内14支庁管内で行なわれているセミナーや地区研修会で、新任者や経験年数の少ない委員のための研修機会を確保しなければならないだろう。

一方、社会教育委員は「必要な研究調査を行う」（社会教育法第17条）とされているが、実態調査からほとんどの市町村がそのための予算を全く持っていないことが明らかになった（予算を持っているのはわずか4自治体）。地域の生活現実を理解し、社会教育における課題を把握していくためには、「研修」のみならず「研究調査」は不可欠であり、そのことを通じて社会教育委員としての資質も高まり力量が形成されていくと考える。したがって、「研究調査」を軽視した現状は、非常に問題であると言わざるを得ない。

## 3 社会教育委員と事務局との関係について（実態調査「4」「5」との関連）

社会教育委員は、主体的、積極的に地域の教育の担い手となるのが、今後ますます求められていく。その活動を生かすためには、事務局との連携の在り方も考えていかなければならない。

しかし、現実の「社会教育委員の会議」では、会議の回数も少なく、資料等の事前配付を行っていない市町村もあり、事務局である教育委員会の担当職員（以下、事務局職員）にこれらを変えようとする意識が必要である。

実態調査から、「社会教育委員の会議」との関わりを持っているのは、68.7%が社会教育、生涯学習担当係長または主査であった。経験不足の担当者が経験不足の社会教育委員と社会教育行政の施策を担うことは望ましいことではなく、専門職員である社会教育主事の活躍が必要であり、また、職員の研究会や研修会の充実も求められる。

事務局職員は、社会教育委員が設置されている目的を明確に理解し、義務的な人員配置やなれ合い的な委員構成ではなく、選出方法はもちろん、会議内容や会議のあり方についても社会教育委員とともに再検討していかなければならないだろう。

実態調査の事務局職員の自由記述には、「社教委の活動が停滞しているということは、その担当職員の怠慢を証明しているようなものである」との回答もあり、一部には自覚も見られるが、全体としては社会教育委員を活用しようとの機運が薄いといえるのではないかと。

また、会議の課題について事務局と社会教育委員とで認識にずれが生じていることから、委員の間話し合いだけではなく、事務局と社会教育委員の時間をかけた検討が必要である。予算も厳しく人手も不足している現状であるが、今までの考えから脱却が求められている。社会教育委員も行政に任せることをやめ、自ら積極的に変えていこうとする姿勢が必要である。

社会教育委員同士の横の糸と事務局職員との縦の糸がうまく織り合わなければ、社会教育委員としての仕事を全うすることは難しいであろう。

### Ⅲ 提言 社会教育委員のあり方

以上のような市町村の社会教育委員の現状と課題を踏まえて、社会教育委員のあり方について5つの視点から整理し提言するとともに、最後に個々の委員から出された個別の提言を整理していきたい。

#### 1 社会教育委員の選出方法について

構成メンバーは、年齢層又は専門分野に偏りが出ないように配慮することが必要である。特に、団体推薦の場合、2年程度の任期では会議の回数もそれほど多くない状況から、十分にその役割を果たせないまま任期を終えることも多いと考える。したがって、構成メンバーの選出方法・任期は、その時の実情にあったもの、地域の抱える課題に応じて柔軟に考える必要がある。

例えば、

- (1) 任期を1期2年としたなら、5期10年をメドとする。
- (2) 名誉職ではなく地域をよくしていく任務と理解してもらう。
- (3) 委員の活性化のためにも、公募（推薦も含む）枠を増やすなど、若い人も入りやすいようにし、男女・年齢別や職業別構成のバランスをとる。できるだけ広い視点で考えることができるよう幅広い年齢層による構成が望まれる。
- (4) 従来の社会教育関係団体等の領域から広げ、ボランティア団体・市民団体・サークルなど地域づくり領域の委員も必要である。

そして、このような選出方法がきちんと保障されることが必要であり、条例や規則、内規などの形でルール化し、次期委員の人選にあたっては、前の期の「社会教育委員の会議」が責任を持つ（人選への提案）ことが必要であろう。

#### 特色ある事例から

- ・佐呂間町では、公募制を始めたが、この公募制は、入りたい人が自ら応募する（自薦）だけでなく、入って欲しい人を推薦する（他薦）ということも含んでいる。

## 2 社会教育委員の役割について

社会教育委員としての主体性と創造性を有するには、以下のように取り組んでいく必要がある。

- (1) 他の都府県と比べると、北海道は広いため、それぞれの地域には他の地域とは異なる特有の課題が多くあると考えられる。そこで、社会教育委員同士が積極的に交流することにより、その地域が抱えている課題が見えてくるのではないか。交流する中でその地域としての課題を話し合い、情報を共有し合うことで、各世代に特有の課題を拾い上げていくことのできるシステムづくりを工夫すべきと考える。たとえば、若い世代、子育て世代、中高年世代などの世代ごとに分かれてグループ討議等を行うことにより、各世代が抱えている課題が整理されていくのではないだろうか。
- (2) 社会教育計画の策定を、形式的にはなく実質的に委員自らが行うことが重要である。自らが策定することにより、自分の住む地域の現状を把握できるばかりではなく、他市町村の取組や社会教育委員のあり方を学ぶことができ、計画策定の意義は大きいと思われる。
- (3) 社会教育委員は、地域の豊かな社会教育のために現場を知るフットワークが必要であるとともに、地域の課題を把握する必要がある。例えば、「学社融合」の視点から近年始まった「学校支援地域本部事業（\*5）」等に、社会教育委員が積極的に関わっていくことも重要である。
- (4) 上記のように、社会教育委員が地域の生活現実を理解し、地域の課題を把握していくためには、職務として「研究調査」を行っていくことが不可欠である。

### 特色ある事例から

- ・乙部町では、「学校支援地域本部事業」で学校支援のコーディネートや地域ボランティアの発掘を行っている。
- ・恵庭市では、平成16年10月から2ヶ月に1回、第3木曜日に自主研修会を開催している。ここでは、単なる研修に留まらず、委員が直接施設等に赴き、担当者からの説明・質疑などを行うような「研究調査」が行われている。

#### \*5 「学校支援地域本部事業」

文部科学省が平成20年度予算に50億4,000万円を計上し、全国1,800ヶ所（市町村数に相当）に学校支援地域本部のモデルを設置する「学校支援地域本部事業」を進めている。学校支援地域本部は、学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、いわば“地域につくられた学校の応援団”と言える。

### 3 「社会教育委員の会議」のあり方について

社会教育委員の職務の1つとして「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。」(社会教育法第17条)が上げられており、特に会議のあり方について以下のとおり提言したい。

- (1) 「社会教育委員の会議」は、最低年に4回以上は必要であり、そのことで社会教育委員であるという意識も高まる。委員の改選時において、特に新任委員には、事前に職務の説明等を丁寧に行うべきである。
- (2) 会議資料は事前配布とし、委員は資料の疑問点や不明な点をチェックして会議に出席すべきであり、当日の事務局からの説明は特別に必要なまたは付け加えたい部分のみとして、委員からの発言時間を多くする。例えば、不明な点の確認(この点については事前に確認をするのがいいのか、他委員に知ってもらうためにも会議で確認をすればいいのか、などの会議的手法もある)、資料についての意見交換、自分の団体で行った関係ある事業の中で感じた点の報告や今後の予定に組み込む考え等の意見を出す、など。
- (3) 会議の議事内容を公開することにより、発言に責任を持ち取り組む姿勢が表れてくるので、会議の議事内容は必ず公開すること。
- (4) 教育委員会からの諮問が行われることは必要だが、万が一諮問がない場合でも、社会教育委員一人一人の問題意識をベースとして、地域の社会教育に関する課題に関わる提言等を積極的に教育委員会に対して行っていくべきである。

#### 特色ある事例から

- ・根室市では、会議前に委員が自主的に集まり、事前勉強会をしている。
- ・南幌町では、委員それぞれが毎年テーマを決め、事業への参加や調査を実施し、年度末に提言書として報告している。
- ・北海道社会教育委員の会議では、諮問が行われない場合であっても、会議として必要だと判断した場合、自主的に調査研究を行い審議し、北海道教育委員会に対して文書による「提言」を行っている。

### 4 社会教育委員と事務局職員のあり方について

社会教育委員はもちろんであるが、事務局職員にも意識改革が求められる。

例えば、事務局職員は委員が会議に出席しやすい時期、場所、開催時間などの環境整備を心がける必要がある。

社会教育委員の能力を生かせるかどうかは、事務局職員のやる気(意欲)と技量にかかっているとと言っても過言ではない。同時に、事務局職員の能力を生かせるかどうか、社会教育委員のやる気と技量にかかっている。つまり両者は車の両輪であり、ともに切磋琢磨して向上していかなければならない。両者が参加できスキルアップにつながる研修機会の設定が必要であり、事務局職員の意識が変われば、社会教育委員も変わっていくと考える。

#### 特色ある事例から

- ・恵庭市では、社会教育委員だより「ここから一步」を平成17年10月から発行し、現在26号となっている。この内容は、社会教育委員の活動や研修会に参加した内容の報告などが主な内容であるが、編集は社会教育主事が担当しており、委員と職員の協働の学び合いの場にもなっている。



## 5 社会教育委員制度そのものについて

先に述べたように、社会教育委員制度と教育委員会制度は相互補完的な関係である。したがって、私たち北海道社会教育委員も含めて、すべての市町村の社会教育委員、そして北海道教育委員会とすべての市町村教育委員会の教員委員が、真にこのような教育委員会制度と社会教育委員制度がなぜ創られたのかを学び考え、自らのこととして理解していかなければならない。

まず、このことがスタートである。したがって、そのために今後行っていくべきこととして以下の4点を提言したい。

- (1) 各自治体における社会教育委員と教育委員の日常的な交流・意見交換の場を設定する。また、「社会教育委員の会議」から文書による答申・提言等を行う時は、教育委員会の会議（定例会）に出席して、直接社会教育委員が教育委員に説明して手渡す。
- (2) 社会教育行政と社会教育委員との真の協働を促進するため、社会教育主事を教育委員会事務局に継続して配置する。
- (3) 社会教育行政の担当領域がきちんとわかるように、生涯学習部・課等の名称は改め、社会教育部・課等の名称を使用する。
- (4) 社会教育委員及び「社会教育委員の会議」の活動を地域住民に広く理解してもらうため広報紙の編集・発行やホームページの活用等を行っていく。

### 特色ある事例から

- ・苫前町では、社会教育委員の会議に教育委員がオブザーバー参加しており、懇親会にも一緒に参加して交流している。そのことが、教育委員会での議論に反映されているという。
- ・千歳市では、「千歳市社会教育委員だより」を発行し、社会教育委員の活動について考えや研修会等の報告を掲載している。
- ・石狩市では、平成17年度より毎年12月に教育委員との情報交換会を開催し、懇親会も行っている。

## 6 その他

各委員から出された提言のうち、個別の内容について以下のような意見があった。

- (1) これからの社会教育委員は、情報の収集や提供などを自治体の担当者と共に働くと考えたらどうだろう。各市町村の委員が個別に行うのではなく、インターネットなどを通じて、情報を共有し、自らの体験や意見・アイデアを交換できるようになれば、委員としての存在意義も感じられるようになることから、インターネットなどを活用し、使いやすい情報を提供する環境や社会教育委員同士が意見を交換できるようなページを民間や委員と協力して整備するなど、一歩踏み出し、仕組みづくりを進めることが必要だろう。
- (2) 青少年教育に関する助言と指導について、事務局は地域の子どもたちに対する事柄について社会教育委員に問題を提起していくことが大切であると考え。例えば、網走管内の遠軽地区で継続して開催されている高校生との話し合い「しゃべろ場」などがよいきっかけになるのではないだろうか。
- (3) 実態調査では、現在165市町村（92.2%）が社会教育委員の委員報酬及び費用弁償（いわゆる会議旅費）を会議出席ごとに支払う形を取っている。そのことによって、予算に会議回数が規定されることとなり、様々な問題を生じさせてきたといえる。社会教育委員は他の審議会等と異なり、「独任制」であることから委員報酬は「年間〇〇円」と定額報酬とすべきである。また、「研究調査」や「研修」の予算を増額し、社会教育委員の活動を充実させていくべきと考える。

## おわりに

平成20年6月に改正された社会教育法では、社会教育委員の実質的必置の条件となっていた第13条が改正となり、「審議会その他の合議制の機関」があれば「社会教育委員の会議」に代わって社会教育関係団体に対する補助金交付について審議することができるようになった。つまり、社会教育委員は「実質的に」任意設置となったわけである。

しかし、その際、衆議院・参議院の双方で付帯決議が行われ、どちらからも「社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。」が示されたのであり、私たちはその付帯決議が実効あるものとなることを願って、この提言をまとめることにしたのである。

北海道を含む道内市町村の財政はとても厳しい状況にある。さらに、「限界集落（\*6）」という言葉が示すように、都市・農山漁村を問わず地域社会の過疎・高齢化、人々の社会的孤立化の実態は益々進行しており、まさに「生きにくい」社会が目の前に広がっている。

そんな今だからこそ、私たちは人間らしく生きる時代を拓いていきたい。そして、社会教育はその大きな力となるのだということを私たちは信じたい。

社会教育法の成立に尽力し、「公民館の生みの親」とも言われている寺中作雄は、戦後直後の荒れ果てた郷土を見つめ「この有様を荒涼こうりょうと言うのであろうか。この心持を索漠さくぼくと言うのであろうか。」と嘆きながらも、「これでよいのであろうか。」と自問し、「再出発の第一歩」として「公民館の建設」を提起したのであった。

平成21年は、社会教育法制定60周年の記念すべき年であり、寺中作雄のこの古くて新しい提案に学びながら、私たちは社会教育委員のあり方を検討してきたのである。

多くの社会教育委員の皆さん、関係者の皆さんにこの提言を読んでいただきたいと思います。ぜひ、一緒に考えましょう！そして、一緒に取り組んでいきましょう！！

### \*6 「限界集落」

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。

# 参 考

## 北海道社会教育委員名簿

## 北海道社会教育委員の会議審議経過



## 北海道社会教育委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
◎内 田 和 浩	北海学園大学教授
小 川 説 子	医療法人北仁会旭山病院医師
北 川 聡 子	社会福祉法人麦の子会総合施設長
河 野 和 枝	さっぽろ子育てネットワーク代表 (北星学園大学准教授)
越 山 明 裕	北海道新聞社編集局編集委員
榊 原 綾 子	北海道高等学校PTA連合会
澤 田 康 文	北海道青年団体協議会
芝 木 捷 子	北海道私立幼稚園協会
清 水 博 幸	北海道中学校長会
高 橋 稔	高橋建設株式会社 (公募)
原 子 はるみ	函館短期大学准教授 (公募)
平 間 育 子	北海道女性団体連絡協議会
古 畑 瞳	社団法人北海道美術館協力会
古 林 由 則	北海道高等学校長協会
○宮 澤 道	北海道社会教育委員連絡協議会

(委員：五十音順、敬称略)

任期：平成20年7月1日～平成22年6月30日

◎＝議長    ○＝副議長

「北海道社会教育委員の会議」 審議経過

回数	期 日	審 議 内 容
第1回	平成20年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの審議の概要、今日的課題や国、道の動きについて説明</li> <li>社会教育の課題や委員自身が気になる最近の出来事などを意見交換</li> </ul>
第2回	平成20年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議テーマの設定に向けた自由討議と論点整理</li> </ul>
第3回	平成21年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議テーマは、市町村の社会教育委員に委員のあり方を提案していく方向で決定</li> <li>市町村の社会教育委員の活動の実態に触れるような場を設けることを決定</li> </ul>
第4回	平成21年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議テーマは、「(仮)新しい時代における社会教育委員のあり方について」とすることを決定</li> <li>石狩管内3市町村の社会教育委員と情報交換を実施</li> </ul>
第5回	平成21年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年に国の研究機関から出ている「社会教育委員の職務等の実態に関する調査」報告書を討議</li> <li>全道の市町村に対し、「社会教育委員の実態調査」を実施することを決定、調査項目について審議</li> </ul>
第6回	平成21年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施した「社会教育委員の実態調査」の結果に基づき、審議テーマの課題や問題点について審議</li> <li>提言書(草案)づくりの意見集約</li> </ul>
第7回	平成21年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>各委員の意見をまとめた提言書(草案)について審議</li> <li>提言書のテーマを「人間らしく生きる時代を拓く社会教育委員のあり方」に決定、提言書案づくり</li> </ul>
第8回	平成22年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言書(案)を審議</li> <li>提言書</li> </ul> <p>「人間らしく生きる時代を拓く社会教育委員のあり方」 ～一緒に、考えよう！取り組もう！！～ を纏める</p>